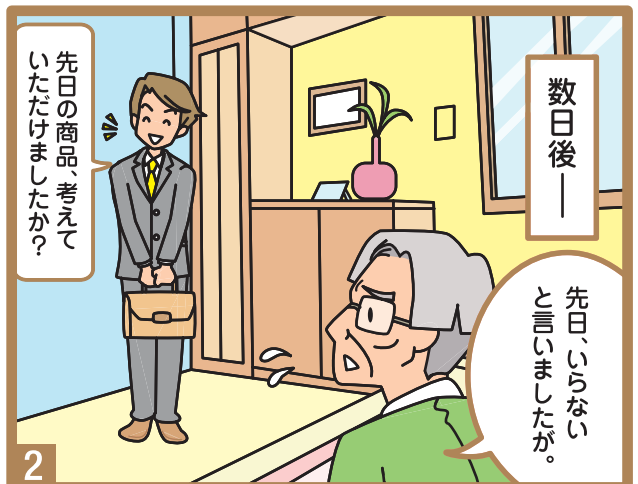


訪問販売事業者の再勧誘禁止!

販売員が何度も自宅を訪れる、しつこい勧誘に困ったことはありませんか?

平成21年12月に「特定商取引法」という法律が改正され、「契約しない」という意思表示をした消費者に、訪問販売事業者が同じ商品の契約を再び勧誘をすることが、原則禁止されました。



ポイント

訪問販売では、お年寄りなどを狙ったしつこい勧誘・販売行為による高額な被害が増えています。被害者は判断力が低下している方や拒絶をすることが困難な方で、訪問販売事業者の言葉巧みな話術に乗せられ、長時間勧誘された結果、契約せざるを得なくなるケースが多くなっています。このような被害を防ぐために、訪問販売事業者は以下のルールを守らなければいけません。違反した訪問販売事業者は行政処分の対象となります。

- ① 勧誘を始める前に勧誘を受ける意思があるか確認すること
- ② 契約しない意思を表示した場合は、それ以上勧誘してはならないこと

断ったにもかかわらず勧誘を続けられ契約してしまった場合や、訪問販売事業者にどのような対応をしたらよいか迷った場合は、すぐに家族やお近くの消費生活センターに相談しましょう。

東京都消費生活総合センター
☎03-3235-1155

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1
セントラルプラザ16階
(※日・祝日・年末年始はお休みです)
受付時間 (月～土) 9時～16時

土曜日も
相談
できます